

## 館法第十条第二項の解釈について

(昭和三十四年十月十六日決定)

国家行政組織法第八条に定める審議会又は協議会の委員の職は館法第十条第二項に規定する「行政若しくは司法の各部門の地位」に含まれるものと解する。